

## <申請の流れ>

- ・所得区分が「現役並み所得者（Ⅰ）」「現役並み所得者（Ⅱ）」の世帯の方は、手続きに必要なものを持参のうえ申請し、「限度額適用認定証」を受け取り、医療機関などに保険証とともに提示してください。
  
- ・所得区分が「低所得者（Ⅰ）」「低所得者（Ⅱ）」の世帯の方は、手続きに必要なものを持参のうえ申請し、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受け取り、医療機関などに保険証とともに提示してください。

なお、所得区分が「現役並み所得者（Ⅲ）」と「一般」の世帯の方は、申請していただくなくても、医療機関などに保険証のみを提示することで、窓口の支払いが自己負担限度額までとなります。